○経済産業省告示第百五十三号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように同法第十二条第一項の登録を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十三年七月一日

経済産業大臣　海江田万里

登録の区分	外国登録検査機関
ライター	寧波中盛産品検測公司 中華人民共和国浙江省寧波市柳汀街３１８号

（参考）

寧波中盛産品検測公司の事業所及び所在地は、次のとおりである。

寧波中盛産品検測公司（中華人民共和国浙江省寧波市柳汀街３１８号）

○経済産業省告示第百五十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、革新的実用原子力技術開発費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めたので告示する。

平成二十三年七月一日

経済産業大臣　海江田万里

革新的実用原子力技術開発費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

革新的実用原子力技術開発費補助金交付要綱（平成十五年経済産業省告示第百六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか」を「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、研究活動の不正行為への対応に関する指針（平成十九年十二月二十六日経済産業省策定。）、公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針（平成二十年十二月三日経済産業省策定。）及びその他の法令の定めによるほか」に改める。

第三条第三項中「区分は別表のとおりとし、補助率は定額とする。」を「区分及び補助率は、別表のとおりとする。」に改める。

別表を次のように改める。

（別表）

革新的実用原子力技術開発費補助金の交付の対象となる経費

補助対象経費の区分	補助対象事業種別	内　容	補助率
(1)　設備費	政府間協定等に基づいて行われる国際共同研究開発、又は大学等※若しくは大学等を含むコンソーシアムが実施する研究開発	設計費、装置費、建物費、構築物費、機械装置費、工具器具備品費	定額
	上記以外	設計費、建物費、構築物費、機械装置費、工具器具備品費	２／３
(2)　物品費	政府間協定等に基づいて行われる国際共同研究開発、又は大学等※若しくは大学等を含むコンソーシアムが実施する研究開発	原材料費、消耗品費	定額
	上記以外	原材料費、消耗品費	２／３
(3)　労務費	政府間協定等に基づいて行われる国際共同研究開発、又は大学等※若しくは大学等を含むコンソーシアムが実施する研究開発	主席研究員、副主席研究員、主管研究員、主任研究員、研究員、作業員、研究補助員	定額
	上記以外	主席研究員、副主席研究員、主管研究員、主任研究員、研究員、作業員、研究補助員	２／３
(4)　業務費	政府間協定等に基づいて行われる国際共同研究開発、又は大学等※若しくは大学等を含むコンソーシアムが実施する研究開発	委員等謝金、会議費、速記代、技術指導料、面接謝金、旅費、調査費、印刷製本費、通信運搬費、電算機等使用料、外注費	定額
	上記以外	委員等謝金、会議費、速記代、技術指導料、面接謝金、旅費、調査費、印刷製本費、通信運搬費、電算機等使用料、外注費	２／３

※本要綱において「大学等」とは、わが国における大学、大学共同利用機関、高等専門学校、研究開発を行っている国の施設等機関、公立の試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人及び独立行政法人をいう。

附　則

この要綱は、平成二十三年七月一日から施行する。ただし、改正前に交付した補助金に係る手続きは、なお従前の例による。

○東北地方整備局告示第百二十号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十三年七月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

名称　国営みちのく杜の湖畔公園

位置　宮城県柴田郡川崎町大字川内

区域　別紙図面のとおり（略）

（東北地方整備局に閲覧所を設け、平成二十三年七月一日から二週間公衆の閲覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十三年七月十五日

○東北地方整備局告示第百二十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年七月一日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号　東北地方整備局長　８

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社山形県建築サポートセンター